

独立行政法人の制度及び見直しの基本方針（抜粋）
（平成24年1月20日閣議決定）

（平成24年1月20日
閣 議 決 定）

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

目 次

I 独立行政法人の制度及び組織の見直しの背景と基本的考え方	1
II 独立行政法人の制度の見直し	3
III 独立行政法人の組織の見直し	11
IV 新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置	11

(別紙) 各独立行政法人について講ずべき措置

(内閣府)		大学評価・学位授与機構	17
国立公文書	15	国立大学財務・経営センター	17
北方領土問題対策協会	15	国立青少年教育振興機構	17
(消費者庁)		国立女性教育会館	18
国民生活センター	15	国立科学博物館	18
(総務省)		物質・材料研究機構	18
情報通信研究機構	15	防災科学技術研究所	18
統計センター	15	科学技術振興機構	18
平和祈念事業特別基金	15	理化学研究所	18
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	15	海洋研究開発機構	18
(外務省)		放射線医学総合研究所	19
国際協力機構	16	日本原子力研究開発機構	19
国際交流基金	16	国立美術館	19
(財務省)		国立文化財機構	19
酒類総合研究所	16	日本芸術文化振興会	19
造幣局	16	教員研修センター	19
国立印刷局	17	日本学術振興会	19
日本万国博覧会記念機構	17	宇宙航空研究開発機構	20
(文部科学省)		日本スポーツ振興センター	20
国立特別支援教育総合研究所	17	国立高等専門学校機構	20
大学入試センター	17	(厚生労働省)	
日本学生支援機構	17	国立健康・栄養研究所	20
		医薬基盤研究所	20
		労働安全衛生総合研究所	20
		労働政策研究・研修機構	20
		勤労者退職金共済機構	21

Ⅰ 独立行政法人の制度及び組織の見直しの背景と基本的考え方

独立行政法人制度は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施することが必要な事務・事業につき、一般的な行政組織とは別に実施することが必要な専門性の高い分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な実施が求められる分野等について、国からの一定の関与を保持しつつ国から独立した組織体が政策を実施することによって、より質の高い行政サービスの提供を目指す仕組みであった。

しかしながら、独立行政法人制度については、創設から10年以上が経過し、組織の在り方と業務運営の両面で綻びが露呈するに至っている。

政府は、平成21年12月、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」を閣議決定し、同22年4月には独立行政法人の事務・事業に係る事業仕分けを実施した。また、同年12月には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を閣議決定し、これらに基づく取組を行ってきたが、その過程において、

- ① 主務大臣や監事による法人の外部・内部のガバナンスが不十分であること（組織規律の問題）
- ② 運営費交付金の使途が不透明であり、無駄や非効率な業務運営が生じていること（財政規律の問題）
- ③ 目標設定が不明確であり、客観的な評価が困難なこと。また、評価に府省横断的な統一性がないなど、評価の実効性が欠けていること（目標・評価の問題）
- ④ 業務運営に対する第三者のチェックが不足しているほか、不要資産の保有、不透明な取引関係の存在など業務運営の透明性が低いこと（説明責任・透明性の問題）

などが明らかとなった。

また、現行の独立行政法人制度は、様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人全てを一律の制度にはめ込んでおり、独立行政法人に期待されていた国の政策を効果的に実施する機能が十分に発揮できない仕組みになっていると考えられる。

我が国の厳しい財政状況や、東日本大震災からの復興に向けて政府を挙げての取組が求められている状況に鑑みれば、独立行政法人制度についても、上記の問題に的確に対応した新たな法人制度に再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠である。

このような認識の下、今般、全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を、以下に掲げる考え方に沿って抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置を取りまとめた。

- ① 国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間との関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し、廃止や、自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施する。
- ② 廃止又は民営化等を行うべき法人以外の法人については、各法人の事務・事業の特性に着目して類型化し、類型ごとに最適なガバナンスを構築する。
- ③ 類型を踏まえつつ、政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編する。
- ④ 新たな法人制度に共通するルールを整備する。

今後、この改革の実施に必要な措置を速やかに講じ、新たな法人について、その政策実施機能が最大限に発揮され、国民からの信頼を確保し得るものとなるよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。